

## 業務仕様書

### 1. 業務名

第九期帯広市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に関する実態調査委託業務

### 2. 目的

本業務は、日常生活圏域における高齢者ニーズ等について実態調査し、地域包括ケア推進体制のさらなる充実を図るための計画課題を明らかにした上で、第九期帯広市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）を策定することを目的とする。

### 3. 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

### 4. 業務内容

次期計画策定のための調査の設計支援、調査票の作成・印刷、実施、データ入力・集計、分析、成果品編集とする。

#### (1) 調査の設計支援

国が示す介護予防・日常生活圏域ニーズ調査と市独自の調査について、計画策定に係る国の動向等を正確に把握し、前回調査との比較や地域課題等多方面に分析できるよう、市の原案を基に調査項目の提案等の支援を行う。

#### (2) 調査概要

現段階で検討している調査種別は以下のとおりであるが、国の動向等を踏まえ、最終決定するものとする。

	調査種別	対象者と対象件数
1	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（国が提示した調査内容に基づく）	① 要支援の者から無作為抽出 1,000名 ② 一般高齢者（介護認定を受けていない者）から無作為抽出 2,000名 ※抽出にあたっては、日常生活圏域ごとの特性を把握できるよう配慮する。
2	介護サービス利用状況等実態調査（利用者）	①利用者（令和4年11月末現在において要支援、要介護認定者で、かつ直近6か月間に居宅介護サービスの利用実績がある者）から無作為抽出 1,000名 ②要介護認定1・2の者（令和4年11月末現在において要介護認定者で、かつ直近6か月間に居宅介護サービスの利用実績がある者、または施設に入所している者）から無作為抽出 1,000名

		③要介護認定3以上の者（令和4年11月末現在において要介護認定者で、かつ直近6か月間に居宅介護サービスの利用実績がある者、または施設に入所している者）から無作為抽出 1,000名
3	介護サービス利用状況等実態調査（未利用者）	未利用者（令和4年11月末現在において要支援、要介護認定者で、かつ直近6か月間に居宅介護サービスの利用実績がない者）から無作為抽出 800名
4	在宅介護実態調査（国が提示した調査内容に基づく）	直近6か月間に要支援・要介護認定を受けられた方及びそのご家族など主な介護者の方から無作為抽出 1,000名
5	介護事業所介護労働実態調査	帯広市に所在する介護サービス事業所等 150事業所 ※国が提示した居所変更実態把握のための調査内容を含む。
6	介護労働者就業実態及び就業意識調査	介護サービス事業所等に勤務する介護労働者 3,500名 ※国が提示した介護人材実態把握のための調査内容を含む。
7	在宅生活改善実態調査	居宅介護支援事業所、小規模多機能・看護多機能に所属するケアマネージャー 200名 ※国が提示した調査内容に基づく。
	1～7の計	計11,650票

※各調査票の発送数は概数であり、合計11,650票を超えない範囲で増減させることがある。

### （3）調査票作成・印刷

- ・受託業者は市と協議の上、調査票を作成し印刷作業を行う。

### （4）調査票等の封入封緘、宛名ラベル貼り

- ・受託業者は調査票等の封入封緘、宛名ラベル貼付作業を行う。
- ・各調査票の発送・返信用封筒及び宛名ラベル（印字済み）は市が受託業者へ提供する。

### （5）調査票発送・回収

- ・受託業者は調査票の発送作業を行う。調査票の返送先は帯広市介護高齢福祉課とし、市に返送された調査票を随時回収し、整理点検する。
- ・調査票の発送及び回収にかかる郵便経費は市の負担とする。

### （6）調査結果のデータ入力・集計

- ・回収された調査票についてデータ入力し、単純集計・クロス集計等を行う。クロス集計や日常生活圏域ごとの集計項目については市が適宜指示するが、多面的な視点から分析できるよう受託業者からも提案を行う。

#### (7) 調査結果の分析

- ・計画の策定に向けて、各調査対象者について現状及び今後の動向を把握し、帯広市における課題を分析する。

#### 5. 成果品

調査結果の集計・分析を取りまとめた報告書を作成し、成果品として以下を納品する。

##### (1) アンケート調査結果報告書

紙ベース（1部）及びその電子データ（※関連データを含む）

#### 6. 調査の実施

##### (1) 調査期間

令和5年1月上旬から下旬（予定）

##### (2) 調査方法

原則、郵送による配布・回収とするが、インターネットによる回答も行えるものとする。（現段階では、介護サービス事業所及び介護職員が対象となる調査においてインターネットによる回答を想定しているが、調査内容の確定をもって最終決定するものとする。）

#### 7. その他

- ・業務の遂行にあたっては、市の担当者と必要に応じて打合せを行い、十分な協議と確認のもと進めなければならない。
- ・打合せ等の出席に係る交通費等の経費及び資料作成に係る経費は、本委託料に含むものとする。
- ・本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、定めるものとする。